公告第 08－088 号
令和 8 年 9 月 1 日

被保険者各位

ＧＬＶ健康保険組合
理事長　石川　雅一
（ 公 印 省 略 ）

ＧＬＶ健康保険組合規程の一部変更について

インフルエンザ予防接種費用補助金支給規程を一部変更いたしましたので、組合事務取扱規定第 5 条に基づき、お知らせいたします。

記

新	旧
（補助内容） 第４条　補助金額は本年度一人当たり 5,000 円を上限とする。 （１）補助は指定期間内に１回を限度とする。 （２）他の制度（市区町村助成等）により補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。 （３）支払った金額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給する。	**（補助内容）** 第４条　補助金額は本年度一人当たり 4,000 円を上限とする。 （１）補助は指定期間内に１回を限度とする。 （２）他の制度（市区町村助成等）により補助を受けることができる場合は、その補助制度を優先とする。 （３）支払った金額が補助金限度額に満たない場合は、実費分のみを支給する。

令和8年9月1日施行

以上